地方部「ガイドライン周知・推進チーム」の設置、当面の取組について

令和２年８月７日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

（危機管理部、健康福祉部、産業労働部、観光部）

１　趣旨

個別の事業者に対して、業種別の感染拡大予防ガイドラインや「新型コロナ対策推進宣言」の更なる周知を図り、適切な感染防止策の徹底を促す。

※　長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（８月１日～８月31日）

（令和２年７月31日付け長野県対策本部）

※　佐久圏域、上田圏域及び北信圏域に「新型コロナウイルス警報」を発令します

（令和２年８月４日付け長野県対策本部長）

２　設置

○　各地方部において「ガイドライン周知・推進チーム」を設置する。

（感染警戒レベルがレベル３に引き上げられた佐久、上田及び北信圏域においては速やかに設置する。）

○　チームは、圏域の状況や取組の内容に応じた構成員で編成する。

３　当面の取組

チームは、当面、次のとおり取り組む。

○　関係団体や市町村と、ガイドラインや「新型コロナ対策推進宣言」の周知、遵守等の方策について協議する。

○　関係団体や市町村の協力を得ながら、個別の事業所への訪問や連絡を行う。

なお、対象の事業所やその件数は、圏域の状況や取組の内容に応じて定める。

（飲食店、特にバーやクラブ等の接待を伴うものや、酒類の提供を行うものを対象に含めることが想定される。）

○　訪問・連絡時に、ガイドラインや「新型コロナ対策推進宣言」の更なる周知を図り、その遵守や宣言を通じた適切な感染防止策の徹底を促すとともに、「持続化補助金」等の支援策について紹介する。

４　その他

○　訪問に伴ってトラブルが発生した場合に警察の協力を得られるよう、事前に管轄の警察署（警備課）と情報を共有する。

○　訪問する構成員の感染防止に配慮する。また、訪問後に必要に応じて一定期間の健康観察を行う。

○　取組実績を取りまとめ、本部へ報告する。